# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務書	基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

	0
特記事項	・当該事務において保有する特定個人情報ファイルは「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」の2ファイルである。 ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」として保有する。「都道府県知事保存本人確認情報」は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、4情報、住民票コード及びこれらに関する変更情報に限定される。(「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」には、個人番号は含まれない。) ・住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

## 評価実施機関名

徳島県知事

### 公表日

令和5年10月24日

### 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 住民基本台帳ネットワークに関する事務 ①事務の名称 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事 務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人催認情報の官埋及ひ提供寺に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図 り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村都共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制 度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進す るとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町 村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とな るものである。 具体的に徳島県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への 通知 ③徳島県知事から本人確認情報に係る徳島県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署 への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確 ②事務の概要 認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附 票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うた めの社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれ らの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関 する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務 を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府 |県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番 号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構 への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への 移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附 票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会 (1)住民基本台帳ネットワークシステム ③システムの名称 (2) 附票連携システム

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) 法令上の根拠 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) 第30条の15(本人確認情報の利用) 第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	徳島県政策創造部地方創生局市町村課					
②所属長の役職名	市町村課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2024					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	徳島県政策創造部地方創生局市町村課行政担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2081					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 30万人以上		]	<選択肢> 1) 1,000人未満( 2) 1,000人以上1 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	万人未満 万人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年	4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年	4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
く選択肢> 1) 基礎項目評価書 [ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	色機関に1	ついては、それぞれ] 	重点項目評	価書又は全功	<b>頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載</b>	ţ	
2. 特定個人情報の入手(	青報提供	オットワークシス	テムを通じ	た入手を除			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供		۸,	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≃の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提(	共)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・日	8発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている		

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市町村課長 山口 憲明	市町村課長 森口 浩德	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
平成29年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開 個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
平成30年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市町村課長 森口 浩德	市町村課長 佐川 英之	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
平成30年7月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
平成30年7月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開 個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
节和1年0月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市町村課長 佐川 英之	市町村課長 小林 敬治	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
令和1年6月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	徳島県監察局監察課県庁ふれあい室情報公開 個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	事後	形式的な変更であり, 重要な 変更にあたらない。
令和1年6月4日	Ⅳ リスク対策	なし	別紙のとおり	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法 (行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「整備法」という。)施行時点。以下、同じ。) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	<ul> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> </ul>	事後	法律の施行に伴う記載の変更 であり、重要な変更にあたらな い。
节和2年/月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市町村課長 小林 敬治	市町村課長	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	徳島県監察局監察課県庁ふれあい室情報公開 個人情報担当 〒779-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報 公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 088- 621-2024	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
令和5年10月24日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評 価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	入作総「有報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の特別利益の保護に取り組みでいることを宣言	徳島県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	表紙特記事項	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本」という。)において、都道府県は、住民基法」という。)に基づき市町村から住民の本人では認都道府県サーバに関する通知を受け、都道府県サーバに関する。近原県知事保存本人確認情報として保有報(「明知事保存本人では別がある。以の変に情報として、4情報に、4情報に、4情に関連をは、4情に関連をは、4時に関連をは、4時に関連をは、4時に関連を使用し、5のの変に情報のでは、4年のが、4年のが、4年のが、4年のが、4年のが、4年のが、4年のが、4年のが	・当該事務において保有する特定では、 ・当該事務道府県知事保存存のでは、 ・住民が、 ・住民基本のには、 ・住民基語では、 ・の変更情報のでは、、 ・の変本人のでは、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方。)には、 ・自い方ので、 ・自いのので、 ・自いのので、 ・一に、 ・一に、 ・のので、 ・ので、		「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I -1 ②事務の概要	関する制度及びその住民たる地位を記録する 各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、 住民の利便を増進するとともに行政の近代化に 対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民 の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その 他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に徳島県では、住基法の規定に従い、 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの 管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通 知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機 構への通知	正氏本本のでは、 (中国の) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並び効に行政運 営の簡素化及び効等における情 をあの行政手続等におけるす があ通信の技術の利に関する法律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I -1 ②事務の概要		2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県より構成される「附票連携システム」において、国外転出としてのの社会としての、生理・カード及びに、国外転出としての、生理・カード及びに、国外を担うため、4情報としての変更情報では、中で、大きな、中で、大きな、中で、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台 法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I −1 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本も 法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I -2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファ イル	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I -3	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更にあたらない。